

中能登町復興公営住宅仮申込募集要項（3次募集）

中能登町土木建設課 TEL 0767-72-3921

■ 申込受付期間

令和8年4月10日（金）～5月8日（金） ※土日祝日除く

午前9時 ～ 午後5時

■ 受付場所

中能登町役場土木建設課 TEL 0767-72-3921

■ 募集戸数

- 3戸 ※申込多数の場合は抽選となります。

■ 復興公営住宅の入居要件

全てに該当しなければ復興公営住宅に入居することができません。

- ①令和6年能登半島地震発災当時、**石川県内**に居住していた世帯
- ②罹災証明の判定が全壊、大規模半壊・中規模半壊・半壊で解体済または解体予定の世帯
- ③居住できる家を所有していない
- ④被災者生活支援制度の加算支援金を申請（受給）していない
- ⑤現に同居し、または同居しようとする親族があること
※60歳以上、障害者手帳所持者等の単身要件があります
- ⑥申込者または同居親族が暴力団員でないこと
- ⑦税を滞納されていないこと
- ⑧連帯保証人になる方がいること

■ 申込方法

次の書類を提出してください。 ※各種証明書は、発行後3か月以内のもの

- ①復興公営住宅 入居仮申込書

連絡の取れる電話番号（固定電話、携帯電話）を記入してください。

- ②所得課税証明書（最新のもの）

16歳以上（高校生で収入のない方を除く）の入居予定者全員のもの。

■ その他注意事項

- ・令和 6 年能登半島地震の発生から 3 年間（令和 8 年 12 月 31 日まで）は収入にかかわらず入居することができます。令和 9 年 1 月 1 日以降は収入要件が適用され、一定以上の収入がある方は入居 4 年目以降は段階的に家賃が引き上げられます。
- ・入居後の家賃は、前年の所得や住宅の経過年数等により毎年見直しされます。
- ・家賃及び敷金（家賃の 3 か月分）とは別に電気、上下水道、ケーブルテレビ視聴等各種料金、自治会費・共益費等をご負担頂きます。
- ・エアコン、居室の照明器具等は設置しておりませんので、各自で準備してください。
- ・入居後は速やかに住民票を復興公営住宅に異動していただきます。
- ・入居中の自己の責に帰すべき事由による修繕は入居者負担となります。
- ・本申込の際は、入居に必要な書類を提出していただきます。（罹災証明書の写し、解体証明書、住民票、所得課税証明書、納税証明書など）
- ・ペットの飼育は不可です。
- ・駐車場は 1 世帯 1 台または 2 台までとなります。（住戸タイプにより台数が異なります。）
- ・家賃（目安）は、現時点で月額 16,000 円から 52,000 円を想定しています。
また、入居から 3 年経過後、一定以上の収入がある世帯の家賃は、近傍同種家賃（現時点での目安は月額 12 万～14 万円程度）に段階的に引き上げられます。

※近傍同種家賃とは国が別で定めた算出方法で計算された家賃です。